

岬町事業者支援金に関するお知らせ

1. 岬町事業者支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る事業復活支援金」を受給していない岬町内の中小法人・個人事業主・その他法人（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、私立学校法に規定する学校法人、水産業協同組合法に規定する漁業協同組合）に対して経営安定に資する支援金を支給するものです。

2. 支給額

1 事業者につき、一律20万円

3. 対象要件

令和3年10月31日以前に開業・設立し、事業により事業収入を得ており、営業実態のある中小法人・個人事業主・その他法人で、下記の①～③の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 申請日の時点で岬町内に現に事業所を有し、現に事業をしていること。
- ② 対象月（令和3年11月、令和3年12月、令和4年1月、令和4年2月又は令和4年3月のいずれかの月）の事業売上が、基準月（次のXYZの期間のいずれかの月。ただし、対象月と基準月は同じ月であることが必要です。）と比べて1%以上30%未満減少していること。
基準月を選択することのできる基準期間（次の3種類の期間があります。）
 - ◆ Xの期間→平成30年11月・12月、平成31年1月・2月・3月の期間
 - ◇ Yの期間→令和元年11月・12月、令和2年1月・2月・3月の期間
 - ◆ Zの期間→令和2年11月・12月、令和3年1月・2月・3月の期間
- ③ 国の事業復活支援金を受給していない、又は今後も受給する見込みがないこと。

4.申請手続き

①申請受付期間

第1次受付 令和4年 9月12日(月)から同年 9月21日(水)まで
第2次受付 令和4年10月 3日(月)から同年10月24日(月)まで
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。必ず事前に予約してください。
予約時に必要書類の説明をするため、事前予約なしの訪問はご遠慮ください。

申請受付時間 ① 9:05~10:35 (5名の対応)
② 10:40~12:10 (5名の対応)
③ 13:15~14:50 (5名の対応)
④ 15:00~16:40 (5名の対応)

②申請方法

支援金の申請にあたっては、岬町事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、下記記載の書類を添付して岬町商工会の申請受付窓口へ提出して下さい。

- (1) 岬町事業者支援金申請要件確認書(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)→必ず事業主(個人は代表者、法人は代表取締役など)本人の署名が必要です。
 - (3) 税務署の受付印のある基準期間2年分の確定申告書・決算書の原本及び写し
法人は月別の事業売上がわかる「事業概況説明書」・「雑収入の勘定科目明細」も必要となります。
基準期間中に開業した方の中で、税務署に提出した受付印のある開業届も必要な場合があります。
 - (4) 対象月の事業売上の減少を確認できる書類の原本及び写し(振込入金ある方は通帳写しも必要)
※原則、売上帳です。対象月を含む確定申告が済んでいる場合は、その確定申告書・決算書も必要です。
 - (5) 許認可などが必要な業種にあたっては、それを証する書類の写し
 - (6) 振込口座通帳の写し(個人事業主名義又は法人名義。申請者名義のものです。)
 - (7) 事業主(代表者、代表取締役等)の本人確認書類写し。法人は別に法人の登記事項証明書も必要です。
本人確認書類は「運転免許証の表・裏」など、登記事項証明書は「履歴事項証明書」の原本です。
 - (8) 申請書類チェックシート
- ※確定申告書・決算書類は、写しの他に原本も持参ください。原本は確認後、返却いたします。
※その他、必要な書類等提出を求める場合があります(例として振込入金ある場合の対象月の通帳等)。
※予約時に必ず必要書類の確認をしてください。実際に来所される方の本人確認書類もご持参ください。
(特に基準期間以後に新規開業している方、基準期間または対象期間に給付金等の収入がある方など)
※新規開業等で基準期間の2年分の確定申告書・決算書がない方、必要書類がわからない方、申告書・決算書に税務署の受付印のない方などは、ご予約の際に必要な書類を事前に岬町商工会にご確認ください。

様式1号・2号・3号およびチェックシートの様式は、岬町ホームページにてダウンロードできます。
また、岬町商工会、岬町役場産業観光促進課内でも配布しております。

▼岬町役場ホームページ

<http://www.town.misaki.osaka.jp/>

5.申請書類提出先 (お問合せ先)

必ず事前予約をお願いします。

※待ち時間をなくすため並びに必要書類の説明をするため予約制として
います。申請される方は、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

岬町商工会

住 所 岬町深日746-748

電話番号 072-492-3311

F A X 072-492-2389

予約時間 平日の 9:00~17:15 (ただし12時~13時除きます)

マスク着用をお願いします。37.5℃以上の方は来所をご遠慮ください。